# 1.議事日程第1号

(平成22年第1回大口町議会臨時会)

平成 22年 1 月 27日 午前 9 時 3 0 分 開 議 於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第6号 大口町道路線の変更についてまで(提案説明・質疑・討論・採決)

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉	田		正	2番	田	中	_	成
3 番	柘	植		満	4番	岡		孝	夫
5 番	宮	田	和	美	6番	酒	井	廣	治
7番	丹	33		勉	8番	土	田		進
9 番	鈴	木	喜	博	10番	齊	木	-	Ξ
11番	吉	田	正	輝	12番	木	野	春	徳
13番	倉	知	敏	美	14番	酒	井	久	和
15番	宇	野	昌	康					

- 3.欠席議員は次のとおりである。(なし)
- 4.地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町		長	森			進	副	町	長	大	森		滋
教	育	長	長	屋	孝	成	地域	協働部	部長	近	藤	定	昭
健康	福祉部	部長	村	田	貞	俊	建 兼都	设 部 市整備	長 課長	野	田		透
総 兼政	務 部 策推進	長 課長	近	藤	則	義	生涯	教育部	部長	Ξ	輪	恒	久

生涯教育部参事 兼生涯学習課長 松浦文雄 会計管理者 星 野 健 一 町民安全課長 前 田 正 徳 戸籍保険課長 掛 布 賢 治 福祉こども課長 馬場 輝 彦 建設農政課長 鵜 餇 嗣 孝 行 政 課 長 江 口 利 光 生涯学習課主幹 櫻 井 敬 章

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局 議会事務局長 小島幹久 次 長 佐藤幹広

## 開会及び開議の宣告

議長(齊木一三君) ただいまから平成22年第1回大口町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議 を開きます。

直ちに、お手元に配付いたしました議事日程の順序に従い会議を進めます。

(午前 9時30分)

### 会議録署名議員の指名

議長(齊木一三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、4番 岡孝夫議員、5番 宮田和美議員を指名いたします。

### 会期の決定

議長(齊木一三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これに御異 議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

### 諸般の報告

議長(齊木一三君) 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員から、例月出納検査結果の11月分及び12月分について報告がありましたので、その 写しをお手元に配付いたしました。

次に、本臨時会説明員として、町長以下関係職員に対し、地方自治法第121条の規定により 出席を求めておりますので、報告をいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第1号から議案第6号までについて(提案説明・質疑・討論・採決)

議長(齊木一三君) 日程第4、議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてから、議案第6号 大口町道路線の変更についてまでを一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

森町長。

町長(森 進君) それでは、議長さんのお許しをいただきましたので、今回上程をさせていただきました議案の提案理由を説明させていただきます。

議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について並びに議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。大口町スポーツ施設及び大口町温水プールの管理及び運営を、平成22年4月1日から教育委員会、または指定管理者が行うことに伴い、条例の一部改正をする必要があるからであります。

次に、議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定についてであります。大口町スポーツ施設及び大口町温水プールの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を経る必要があるからであります。

次に、議案第4号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第8号)であります。歳入歳出それぞれ1,714万9,000円を追加し、総額93億873万5,000円とするものであります。

次に、議案第5号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)であります。 歳入歳出それぞれ2,605万7,000円を追加し、総額19億1,905万6,000円とするものであります。

次に、議案第6号 大口町道路線の変更についてであります。町道路線の整備に伴い、それ ぞれの路線を整理するものであります。

以上、6議案についての提案説明とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当部長から説明をさせていただきますので、よろしくお願いをします。

議長(齊木一三君) 議案第1号から議案第3号までについて、生涯教育部長、説明願います。 生涯教育部長(三輪恒久君) それでは、議長の御指名をいただきましたので、議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容を説明させて いただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例(平成6年大口町条例第22号)の一部を次のように改正する。

今回の一部改正では、指定管理者制度の導入に伴い、施設の管理及び運営を行わせるため条例の一部改正をする必要があるからであります。

題名を「大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例」に改め、本則中「グランド」を「グラウンド」に改める。

第1条から第10条までの規定中「教育委員会」を「教育委員会又は指定管理者」に、「使用料」を「使用料又は利用料金」に改め、第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下

「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」に改めるものであります。

それでは、新旧対照表の6ページをお願いいたします。

第4条においては、大口町総合運動場、テニスコート、多目的運動場、わかしゃち国体記念運動公園、河北グラウンド、秋田グラウンドについては指定管理者がスポーツ施設の管理及び運営を行い、大口町野球グラウンド、大口町テニスコートについては教育委員会が管理及び運営を行うことを改正するものであります。

第5条、第6条、第7条については、指定管理者導入に伴い新たに追加したもので、第5条 は指定管理者の指定の手続等を規定したものであります。

第6条は、指定管理者が施設の管理及び運営については規則に従い行うことを記したものであります。

第7条は、指定管理者が第1号の利用の許可、取り消し等の業務、第2号の利用料金の徴収業務、第3号の施設の維持管理に関する業務を、また第4号のその他教育委員会が必要と認める業務が追加されたものであります。

次のページをお願いします。

第8条第1項は、施設の管理及び運営を行うところが許可をする内容となっており、第2項は、管理及び運営上必要があるときは許可条件を付することができることが追加されているものであります。

第9条は、新たに第5条、第6条、第7条が追加されたため繰り下がったものであり、旧条 例第6条が第9条に改められたものであります。

第10条においても、旧条例第7条を第10条に改め、旧条例第7条の本文中「第5条第1項」 が、改正する本文中「第8条第1項」に改めるものであります。

第11条においても、旧条例第8条を第11条に改め、旧条例第8条の本文中「第5条第2項」が、改正する本文中「第8条第2項」に改めるものであります。

第12条においても、旧条例第9条を第12条に改め、旧条例第9条の本文中「第5条第1項」 が、改正する本文中「第8条第1項」に改めるものであります。

第13条は、旧条例第10条の「別表第2及び第3」を改正するものであり、本文中「別表第2、 第3及び第4」に改正するものであります。

第14条においても、旧条例第11条を第14条に改正するものであります。

8ページの方をお願いしたいと思います。

第15条においても、旧条例の第12条を第15条に改め、旧条例の第12条の第1項第1号の「第 5条第1項」を「第8条第1項」に、2号中「第8条」を「第11条」に、第3号中「第9条」 を「第12条」に、第2項の「詐欺」を「偽り」に文言を改めるものであります。

第16条においても、旧条例の第13条を第16条に改め、別表の文言を改めるものであります。 4ページをお願いいたします。

附則1.この条例は、平成22年4月1日から施行する。

なお、経過措置については、記載のとおりであります。

続きまして、議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、その内容を説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

大口町温水プールの設置及び管理に関する条例(平成7年大口町条例第11号)の一部を次のように改正する。

題名を「大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例」に改め、第1条から第9条 までの規定中「教育委員会」を「指定管理者」に改める。

第1条中「昭和22年法律第67号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「設置及び管理」を「設置、管理及び運営」に改めるものであります。

それでは、新旧対照表の3ページをお願いいたします。

第4条においては、大口町温水プールについて、指定管理者が施設の管理及び運営を行う規 定をしたものであります。

第5条、第6条、第7条についても、さきに述べたように指定管理者導入に伴い新たに追加 したもので、議案第1号で説明したとおりであります。

第8条、利用の許可について、旧条例の第5条を第8条に改めるものであります。

4ページをお願いいたします。

第9条から第12条についても、旧条例の第6条を9条に、旧条例の第7条を第10条に、旧条例の第8条を第11条に、旧条例第9条を第12条に改めるものであります。

また、第12条については、本文中「使用料」を「利用料金」に改正するものであります。

第13条については、旧条例の第10条を第13条に改め、第2項の本文中「第8条」を「第11条」に改めるものであります。

旧条例の第11条においては、指定管理者が運営することに伴い過料を削除するものであります。

旧条例の第11条及び第12条を削除し、別表について、旧別表の「第9条関係」を「第12条関係」に改正するものであります。

2ページをお願いいたします。

附則1.この条例は、平成22年4月1日から施行する。

なお、経過措置につきましては、記載のとおりであります。

続きまして、議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について、その内容を朗読を もって説明させていただきます。

1ページをお願いいたします。

別紙であります。

1.指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称、大口町スポーツ施設の設置、管理及び運営に関する条例(平成6年大口町条例第22号)第2条に規定する大口町総合運動場、わかしゃち国体記念運動公園、河北グラウンド、秋田グラウンド。大口町温水プールの設置、管理及び運営に関する条例(平成7年大口町条例第11号)第2条に規定する温水プール。2.指定管理者となる団体等の名称、特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブ。3.指定管理者の指定の期間、平成22年4月1日から平成27年3月31日まで。

以上で、議案第1号から議案第3号までの説明を終わりたいと思います。

議長(齊木一三君) 続きまして、議案第4号について、総務部長、説明願います。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) おはようございます。

議長さんより御指名をいただきましたので、議案第4号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第8号)について、その内容の説明をさせていただきます。

3ページ、第2表 繰越明許費をお開きください。

第2表 繰越明許費。

款8.項2.道路橋りょう費、事業名、道路整備事業992万3,000円。さらには、款項は同じで、 事業名、橋りょう整備事業4,494万円。この橋梁整備工事は、堀尾橋橋梁拡幅工事で、昨年11 月に契約し、本年3月11日までの工期でありますが、国の景気対策により、けた製作業界への 早期発注が多く工期内の完了が見込めなくなり、繰り越しをお願いするものであります。また、 992万3,000円につきましては、橋梁拡幅工事に関連する町道豊三線の道路改良工事にも一部影響が出るため、計画期間内での完成が見込めなくなり、あわせて繰り越しをお願いするもので あります。

次に、款9.項1、事業名、災害対策事業524万7,000円。これは、昨年の12月議会で補正計上しました」アラート更新工事費であります。国の作成による」アラート管理システム仕様書の完成がおくれたため、業者による製品の設計・製造にも影響が出ており、年度内に事業を完了できる見込みがないため繰り越しをお願いするものであります。

それでは、事項別明細書7ページ、8ページをお願いいたします。

歳入、款2.地方譲与税、項3.目1.地方道路譲与税、補正額として214万9000円の増額であります。地方揮発油譲与税で収入される前の地方道路譲与税で収入された譲与税が見込みより多

かったため、追加をお願いするものであります。

款9.項1.目1.地方交付税、補正額として1,500万円の増額であります。特別交付税の追加交付があったため増額するものであります。

9ページ、10ページをお願いします。

歳出。今回、歳出の補正には職員給与費の補正をお願いしておりますが、これは平成22年1月1日付で実施しました人事異動により、組み替えに伴う調整等をお願いするものであります。 款2.総務費、項1.総務管理費、目1.行政管理費、補正額として556万3,000円の増額であります。その内容は、職員給与費の調整及び勧奨退職に伴う退職手当組合への特別負担金の計上であります。

目2.政策推進管理費、補正額として43万8,000円の増額であります。

目8.住民自治費、補正額として54万2,000円の減額であります。ともに職員給与費の調整によるものであります。

11ページ、12ページをお願いします。

款3.民生費、項1.社会福祉費、目1.社会福祉総務費、補正額として35万2,000円の減額であります。その内容は、国民健康保険特別会計繰出金の減額であります。

項2.児童福祉費、目4.保育園費、補正額として456万9,000円の増額であります。その内容は、職員給与費の調整により5万4,000円の増額及び南保育園下水道接続工事費451万5,000円につきましては、地域活性化・きめ細かな臨時交付金の対象事業であります。この交付金は、今国会に補正予算として計上されており、市町村が平成22年1月1日以降に予算計上された橋梁の補修、電線の地中化、都市部の緑化、森林の路網整備、その他公共施設または公用施設の建設、または修繕等を対象事業として交付されるものであります。本町への配分予定額は約945万円であり、現在開かれております通常国会で可決後は、3月議会に歳入を計上する予定であります。本日の補正予算(第8号)に計上いたしました工事費・修繕費は、この交付金を予定としたものであります。

13ページ、14ページをお願いします。

款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1.保健衛生総務費、補正額として9万7,000円の減額であります。

目4.環境衛生費、補正額として6万5,000円の増額であります。ともに職員給与費の調整によるものであります。

款8.土木費、項4.都市計画費、目5.公園費、補正額として100万円の計上であります。その内容は、余野3号公園照明灯の改修工事を行うものであり、財源は、先ほど説明いたしました、きめ細かな臨時交付金を予定しております。

項5.住宅費、目1.住宅管理費、補正額として190万9,000円の計上であります。その内容は、 来年7月にアナログ放送から地上デジタル放送に切りかわるため、町営住宅の地デジ対応工事 を行うものであります。また、127万1,000円につきましては、町営住宅の玄関ドア等の傷みが 激しいため改修工事を行うものであり、財源は、先ほど説明いたしました、きめ細かな臨時交 付金を予定しております。

15ページ、16ページをお願いします。

款10.教育費、項5.社会教育費、目1.社会教育総務費、補正額として85万4,000円の減額であります。その内容は、職員給与費の調整で2万6,000円の増額及び臨時職員の異動に伴い88万円の減額であります。

目2.生涯学習施設費、補正額として400万円の減額であります。その内容は、主に温水プールの水道使用水量が減少したこと及びガスは単価が下がったためであります。

目4.文化財保護費、補正額として176万2,000円の減額であります。その内容は、正職員採用により臨時職員1名分を減額するものであります。

項6.保健体育費、目2.生涯学習施設費、補正額として1,028万円の増額であります。712万6,000円につきましては、温水プールの空調機設備の改修工事を行うものであります。また、315万4,000円につきましては、秋田グラウンド、上小口グラウンドのバックネットフェンスなどを修繕するもので、財源は、先ほど説明いたしました、きめ細かな臨時交付金を予定しております。

款14.項1.目1.予備費、補正額として98万4,000円の増額であります。その内容は、今回の補正予算、歳入1,714万9,000円、歳出1,616万5,000円の差額98万4,000円を追加するものであります。

なお、17ページから21ページには特別職及び一般職の給与費明細書を添付しましたので、よ ろしくお願いします。

以上で、議案第4号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第8号)の説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) 続きまして、議案第5号について、健康福祉部長、説明願います。 健康福祉部長(村田貞俊君) おはようございます。

議長さんの指名を受けましたので、議案第5号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補 正予算(第3号)につきまして、事項別明細書により、歳入より説明をさせていただきます。 6ページ、7ページをお開きください。

款3.国庫支出金、項1.国庫負担金、目1.療養給付費等負担金、補正額としましては2,176万円の追加で、その内容につきましては、歳出補正をお願いしております療養給付費及び高額療

養費合わせて6,400万円に対する国庫負担金を増額するものであります。

項2.国庫補助金、目1.財政調整交付金、補正額として37万8,000円の追加で、その内容は、保険制度改正による70歳から74歳までの患者自己負担割合の1割から2割への引き上げの凍結措置について、21年度に引き続いて1年間延長し、平成23年3月末とすることに伴い、国保の電算システムの修正に必要となる経費相当分が特別調整交付金で交付される見込みとなったため計上するものであります。

目4. 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金43万1,000円につきましては、同じく患者自己負担割合引き上げの凍結措置延長に伴う高齢者受給者証の再交付に要する経費の事務費補助として、全額が交付される見込みとなったため計上するものであります。

款6.県支出金、項2.県補助金、目1.県費補助金、補正額として384万円の追加で、その内容は、国庫負担金と同じく、歳出の療養給付費等の6,400万円に対する財政調整交付金を増額するものであります。

続きまして、歳出の説明に入ります。

8ページ、9ページをお開きください。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費、補正額として45万7,000円の追加で、その 内容は職員給与費で、1月の人事異動に伴い30万5,000円を減額するものであります。また、 一般管理事業につきましては、70歳から74歳までの一部負担割合引き上げ凍結延長に伴うもの で、有効期限が平成23年3月末までの高齢受給者証を再交付するための印刷製本費、郵便料の 追加及び国民健康保険の電算システム改修委託料の計76万2,000円を追加するものであります。

款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費、補正額としまして5,400万円の追加で、その内容は、一般保険者に係る療養給付費が、受診件数の増加などにより当初予算額の不足が見込まれるため追加するものであります。

10ページ、11ページをお開きください。

項2.高額療養費、目1.一般被保険者高額療養費、補正額は1,000万円の追加で、その内容は、療養給付費と同様の理由により、当初予算額の不足が見込まれるため追加するものであります。 款11.予備費、項1.予備費、目1.予備費につきましては、一般被保険者の療養給付費及び高額療養費の追加補正に係る国・県の負担分を差し引いた額を調整するものとして、3,840万円を減額するものであります。

なお、12ページから15ページには給与費明細書を添付いたしておりますので、御参照いただ きたいと思います。

以上で、議案第5号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の説明と いたします。 議長(齊木一三君) 続きまして、議案第6号について、建設部長、説明願います。

建設部長兼都市整備課長(野田 透君) おはようございます。

議長さんの御指名をいただきましたので、議案第6号 大口町道路線の変更についての内容 を説明させていただきます。

1ページをお開きください。

路線番号781、路線名は旧・新ともに町道下小口81号線。変更する内容は、終点を竹田一丁目131番地先から同143番地先とするものであります。

なお、起点、竹田一丁目27番地先は変更ありません。

変更の理由は、ヤマザキマザック株式会社からの道路つけかえ協議に基づくものであります。 次に、路線番号932、路線名は旧・新ともに町道外坪32号線。変更する内容は、終点を外坪 一丁目48番地先から同48番1地先とするものであります。

なお、起点については変更ありませんが、起点を示す土地(外坪一丁目40番)が分筆された ことにより、枝番1がついたものであります。

変更の理由は、大善倉庫株式会社による橋のつけかえによるものであります。

なお、位置図を添付しておりますので、あわせてごらんいただきますようお願いいたします。 以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。

議長(齊木一三君) ここで、議案精読のため10時30分まで休憩といたします。

(午前10時10分)

議長(齊木一三君) それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午前10時30分)

議長(齊木一三君) これより、議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条の規定により、同一議員につき同一の議題について3回までとなっておりますので、御了承を願います。

なお、質疑、答弁とも簡潔・明瞭にお願いいたしまして、議事運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 議案第1号、第2号、第3号は関連性が高いため、まとめて質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

公の施設を指定管理にする目的は、施設運営面でのサービスの向上による利用者の利便性の向上、管理運営経費の削減による施設を所有する大口町の負担の軽減であろうかと思います。 そこでお尋ねをします。

1点目は、指定管理者制度を導入しても、候補者の募集は任意指定方式で、今までどおりの 特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブでは今までとそれほど変わらないのではないか、 真に大口町民の利益を考えるのであれば、一般公募で決めるべきではなかったのかと思います。

2点目、指定管理者制度を導入するメリット・デメリットはどのようなものなのか。利用者数の増、施設及びサービス利用料等の収入増、人件費や施設メンテナンス等のコストの削減につながるのか。大口町のスポーツ施設等のサービスの質の向上になるのか。

3 点目、ウィル大口スポーツクラブとの契約期間 5 年は長くないのか。一般的に二、三年が 多いように見受けますが、どうでしょうか。

また、大口町の負担金は年度で違うようですが、町負担金は年間で幾らぐらいになるのか、 また5年間でどの程度負担金は軽減できると予測しておみえなのか、お伺いをします。

4点目、指定管理者に対して、細部の運営、財務経営に対して適正・公正な的確なチェック・監査はできるのか。

以上、4点についてお伺いをします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) ただいまの質問に順を追って回答させていた だきます。

第1点目が、指定管理者制度にすることの任意指定する効果がどこにあるかという質問でありました。

今回のウィル大口スポーツクラブさんにおいては、国が進めておりましたスポーツ振興基本 計画に基づいて町が育成してきた総合型地域スポーツ団体であり、公共性の高いNPO団体で あるがゆえに、今までの経過を勘案して、ウィル大口スポーツクラブさんに任意指定をさせて いただく予定で提案させていただきました。

次に、サービスの関係で御質問をいただきました。

サービスの関係は、一般的に指定管理になればサービスの向上及び経費の節約ということで、当初から、指定管理に入るときより、そのことは念頭に置いて協議もしてきまして、審議会の方でも再三その内容については、提案者について聞き取り、提案理由の中でも提示をさせていただいております。

それとウィルの5年についてでありますけど、一般的には3年から、長いところで5年となっております。今、説明しましたように、ウィル大口クラブさんについては国の基本計画による総合型地域スポーツクラブということで、平成14年に設立をされ、平成15年にNPO法人となり、既に大口町プールについては14年より受付・監視業務を実施してきました結果、これまでも大きなトラブルもなく適正に運営されていることから、3年でなく長期的に指定をしていくものであります。

それから町負担でありますけど、町が持ち出す指定管理料は、提案書によりますと、今、三千三百十何万円という提案書が出ております。その後、23・24・25年度までの提案書の提出をいただいております。年々1.1%ずつの減額をして運営するということを提案書でいただいております。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 今、4点目でお聞きをしました、指定管理者に対して細部の運営、財務 経営に対して適正・公正な的確なチェック・監査はできるのかというところの答弁が漏れてい たように思います。

それと、なぜウィル大口ということに対しては、今までの経過ということで決められたと。 一般公募をされなかったのはそういう理由だということでありますが、一般公募の方がより効 果があるのではないかなと一般的には思われるわけですが、その点は今までの経過を見てとい う回答でありましたので、それは結構ですけど。

それでは、今の監査はできるのかということの回答もいただきたいと思いますが、続きまして特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブについてお尋ねをします。

ウィル大口の業務がふえると思われますが、現在の正規の職員は5人とお聞きいたしておりますが、果たして大丈夫なのか。従業員の確保が必要になろうかと思われますが、指定期間が5年という短期間で正規の職員を雇用するのはなかなか大変だろうと思います。また、施設を管理する上でいるいろな資格者の配置が必要になると思われますが、どのような資格者が必要で、そういった資格者は現在確保されているのかどうかということについてもお尋ねをします。

2点目は、ウィル大口スポーツクラブの財務状況はどうなのか。財務諸表、貸借対照表及び 損益計算書など、経営状態に関する情報を議会に提供、町民に公表すべきではないか、また過 去の実績も含めた事業報告書を町民に公表すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

3点目、指定管理者のサービス、実績の評価は、だれが、いつ、どのようなペースで、どのように行われるのか。また、その結果は町民に公表されるのか。これらの情報公開制度を義務づけられてはどうでしょうか。

以上、3点についてお尋ねをします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) お答えします。

ウィル大口さんの経営状況の報告でございます。

経営状況の報告につきましては、協定書の中に、年次報告と経営状況の月次の報告をしていただく義務ということで契約を締結する予定にしておりますので、それについては逐次チェックができるものと思います。

あと2番目の職員の体制でありますけど、ウィル大口スポーツクラブさんの従業員の人数で ございます。お尋ねしたところ、正職員が5名、契約社員が4名、それに臨時パートさんが20 名ぐらい見えて、合計で30名ぐらいで経営をされると聞いております。

また、このウィルさんに指定をされたときには受け付け業務もふえるということで、今後は その職員募集の計画をしてみえると聞いております。

3点目の公表についてでございますが、年次の実績の公表については、また当生涯学習課に 報告をいただいて、年1回ぐらいは広報等で報告をさせていただきたいと考えております。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) また答弁漏れがあったようですので、お願いしたいと思います。

いろいろな資格者の確保はできているのかということをお聞きしましたが、その点の回答が なかったように思います。

その回答をいただくということと、また犬山市において市と指定管理者との間でトラブルがあったことは当局は御存じだと思いますが、昨年の7月に温水プールのろ過装置の故障により、1ヵ月間営業停止となりました。営業ができなかった損害額は410万円であったそうですが、犬山市は、不可抗力ではなく、また協定書に損害が出た場合の条項がないとして支払いをしなかったようです。昨年の12月の犬山市の一般質問でこの点が取り上げられておりました。この議案が可決すれば、特定非営利活動法人ウィル大口スポーツクラブとの間で2月上旬に協定書が締結される予定ですが、指定管理者と町の間でこのようなトラブルが起きないよう、細部にわたる協定書の作成をしていただきたいと思っております。私も温水プールを利用しておりますが、町民が指定管理者制度を導入してよかったと思えるような施設になることを期待しております。

最後に、町当局の協定書締結についてのお考えをお尋ねして、質問を終わりたいと思います。 議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 答弁漏れです。監査の件については、協定書

の中で報告する義務をうたってございますので、町がそれを審査して公表させていただきたい と思います。

職員の資格については、それに必要な資格の者を採っておみえです。また今後についても、 それに対応すべき資格をとって対応すべきものと考えております。よろしくお願いいたします。 修繕の関係も漏れなく、犬山の例にならないように適正に配慮していきたいと思っておりま す。

## (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 今のは、どのような資格者の配置が必要なのかということをお聞きしましたが、もう既に資格を取っているというお話でしたが、どのような資格者の配置が決まっているのか、お尋ねをしたいと思います。

議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 資格ですけど、朗読させていただきます。

プールの関係で、日赤の水上安全講習修了者、雑踏警備2級、指導有資格者、普通救命講習 修了者、以上の者が上げられております。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 4条関係の施設の管理及び運営についてお尋ねいたします。

教育委員会は指定管理者に管理運営を委託するということですが、野球グラウンドとテニス コートは管理だけを委託して運営は委託しない、これは何ゆえでしょうか、お伺いします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部参事。

生涯教育部参事兼生涯学習課長(松浦文雄君) 今回は野球グラウンドとテニスコートは抜いたわけでありますけど、今までの経過のうちで、ウィルの職員体制やその内容、職員の関係を考慮しまして、全部一括にお渡しするのはなかなか困難じゃないかということで、うちが判断した結果、野球グラウンドとそちらの方はもうしばらく様子を見て、結果を見て入れていきたいと考えております。

# (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) ということは、ウィル大口では荷が重過ぎるというようにとれるわけですけど、そのような団体に管理を任せるということはちょっと疑問が残るような気がいたしますけど、大丈夫でしょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 今の2点の施設におきましては、もともと統合大口中学校を建設する際に、学校の施設として位置づけようというもので当初計画をしたところでありますけれども、テニスコート・野球グラウンドが学校に帰属されますと、学校の教員の仕事が煩雑になってしまう、教育の方がおろそかになってしまうという面がありまして、同じ教育部でもあります生涯学習課が管理運営をして、学校にその施設の提供をしていこうという面から、今回はNPOに直接管理運営を任せるのではなしに、まず学校の授業の中、例えばテニスコートにしても体育の時間、クラブ活動は学校優先ということもありまして、今回の指定管理者制度から外したということで御理解が願いたいというふうに考えます。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 伺っておきたいのは、ウィルスポーツクラブですけれども、さまざまな 教室等々をやっておられるわけですね。そうした中で、これから管理しようとしているこれら の施設を利用しながらこれまでも教室をやってこられたわけですね。今度は施設も指定管理と いうことで、要するに半分自分たちのものというような状態になった中でそういう教室を開かれていくということに私はなると思うんですね。そうすると、利用の優先権というものがどう なるのかということが、いろんな団体の方々から心配の声も実は寄せられているところです。 例えばサッカーならサッカーで、総合グラウンドの方で夕方に子供さんが帰ってみえた時間帯 からやっておられるということですし、それからほかの競技もそれぞれの場所でやっておられるというような状況だと思うんですけれども、今の利用のあり方がこれまでの利用のあり方と 一気に変わってしまうような状況になってくるのではないかなあということで、私もそうした声を聞いて余計に心配になってきているんですね。

私の個人的なことを言わせてもらうと、少年野球で球拾いに行っておるわけですけれども、今のところ小学校のグラウンドが使えるわけですけれども、町内には三つのチームがあるもんだから、それぞれの地域地域で使えばいいということなのかもしれませんけれども、しかし現実的にはもっとチームがふえてきた場合、どういう対応になってくるのかということも含めて、スポーツがもっと発展していくことを考えていかなければならないですよね、町としては。そういう意味では、逆に指定管理をすることによっていろんな制約が生まれてくるようなことがあっては、私は逆のことになってしまわへんかなということを危惧するわけです。そこら辺のところは多分条例でなかなか決められない部分だと思うんですけれども、そうなると、ウィル大口スポーツクラブとの間の協定書の中で一体どういう位置づけをするのかということが非常

に重要な問題なんじゃないかなあと思うんですね。今の条例案の中にはそういったことが一切 うたわれておりませんので、ですから余計心配して聞くわけですけれども、協定書なるものと いうものは一体どういうものなんだということを、住民の皆さん方も含めて、我々議員もそう ですけれども、公表していただかないと、そこら辺の面が本当に安心なのか、住民の側から見 て不安なのか、そういう判断が私は非常につきにくいところではないかなと今は思っているん です。だからそういう意味では、これからの施設の貸し出しのあり方等々がどのように変わっていくのかということも含めて、自分もちょっと携わっているもんですから、そうした中で考えていることなんですが、ぜひお教えをいただきたいなあと思います。

それから、野球グラウンドとか大口町のテニスコートは教育委員会が管理するんだけれども、 これについては引き続きウィル大口スポーツクラブさんの方に委託をしていくというようなこ とが、たしか全協か何かのときに多分御報告があったと思うんですね。指定管理者ではないん だけれども、委託はしていくんですよというようなことだったと思うんです。そうすると、野 球グラウンドの方は使い勝手がいいのかどうなのかということも含めて、テニスコートもそう なんですけれども、学校を建設するときに施設をつくったんだけれども、しかし教育委員会の 許可をもらわないと、あわせてつくったんだけれども現実には使えないというような状況にな っているんじゃないかなあと思うんですね。今、部長がおっしゃられたように、学校の授業だ とかクラブ活動が優先だということであるのならば、そこら辺の使い勝手のよさもいま一度ま た御考慮いただけるといいなと思うんです。大口中学校が統合されたことによって今までと子 供の数が、最盛期の1,000人を超えるような状況とは違いはあるし、グラウンドもその当時よ りも広くなったわけですから、それとは比べ物にはならんとは思うんですけれども、しかし少 なくとも二つの中学校が分かれていた時代と比べても、部活動の数も結局ふえているわけです よね。だからそういう意味では、野球グラウンドも野球だけじゃなくて女子のソフトボールも あるわけですし、ちょっとマウンドが邪魔になるのかわかりませんけれども、もうちょっと使 い勝手等々も検討されたらどうかなあと私はこの際思うんですが、いかがでしょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 指定管理にしてウィルが独占的に施設を使用してしまうと、住民の利便性が損なわれるんではないかという危惧の質問でありますが、まずそういったことは初めから配慮して考えております。指定管理者だから自由にやってお金をもうけて、住民はその合間を縫って利用するという施設であっては指定管理者制度の意味がありません。ですから、大口町の住民がまず第一に優先的に利用できることが私は大事だと。その中でウィルの運営をどう入れてそれぞれ運営費を賄っていくということでありまして、それを協定書の中にきちっと盛り込み、さらには報告でなされない場合は協定の内容を変更するということもあるような

条文を盛り込んで、指定管理制度を導入していきたいと考えております。

そして、グラウンドの整備の問題の話ですけれども、当初、生涯学習課が本当に初めから管理するならば、テニスコートは夜間照明が欲しかったわけです。そうすれば一般の住民が、夏なんかは9時でも非常に暑いですから、外でテニスをやるのもいいものだと思います。しかし、照明器具を今つけようと思いますと、また8,000万ぐらいのお金がかかってくると思います。しかし、いつでもできるように既に配管工事はしてあります。また財政にゆとりができた時点には、そうした面も考慮して住民開放をできるような施設にしていくということであります。

それから、野球グラウンドにつきましては、今、ソフトボールのお話がございました。マウンドを取るわけにはいきません。上小口、秋田、河北というグラウンドがあります。そこはソフトボール専用であります。女子の場合はそれほど飛ぶわけじゃありませんので、総合でもA・Bがあります。ですから、マウンドのない方で女子がもし大会をやるなら、そこを使っていただけるような配慮を教育委員会としては考えておりますので、住民の方の利用が損なわれるというようには私ども考えておりません。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 施設の利用のあり方というのは、協定書が一体どういうものなのかということを見せていただかないと、我々の立場では全然わからないですよね。ですから、そうしたものも公表していただくということが今後必要だろうと私は思っておりますので、ぜひそうしたものも公表をしていただきたいと思います。

さっきの質問の中にもあったんですけれども、町の負担金が幾らかというようなお尋ねがあったわけですけれども、3,310万円程度だということで、これは1年間の話なんでしょうか。それで1.1%ずつ減額していく計画なんだということなんですけれども、多分そんなに余裕があるわけではないと思うわけですが、そうした中で1.1%ずつ減額していく、コスト削減をしていく、町に1.1%ずつメリットを持っていただく、それをやるにはどこでコストを削減するのか。一方で独自の収入をふやしていかなければならない。そういうことになるんだろうと思うんですけれども、利用の問題というのはそこら辺との絡みが密接不可分のものであろうと私は思うんです。だから、相反するものを一致させようとするわけですから、非常に難しい問題だなあと思うんです。前も言ったとおり、健康文化センターではごみ箱がなくなってしまう。そういうことになっていっていますよね。コストを削減するために指定管理者がやっていかれるわけですね。それについて町の方があれこれとやかく言えるのかといえば、それは任せていただいたわけですからということになりかねん、そういう問題も出てくるわけですので、事細かな協定書づくりも御検討いただかなくちゃいけないんじゃないかなと思いますが、いかがで

しょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 今のごみ箱の話ですが、ごみ箱まで協定書に入れるものじゃありませんので、それはウィルとの話し合いの中で、ウィルの独自性、それとウィルの精神をもって、必要なものはウィルが賄っていくということで私どもは考えております。ですから、大きな、例えば何十万、何百万というふうになりますと経営上負担がかかってきます。そうした面においては、行政が手を差し伸べて当然据えていくべきものだと。町が直接置くということになりますと管理運営上問題もありますので、別途に委託ないし補助金で出して設置をしていただき管理をしていただくというようなことになろうかと思います。

先ほども心配をしてみえますけれども、初めて新しいものに取り組んでいくというときには不安がつきものでありますけれども、その不安はみんなで解消しがてら、いいものを町民に提供するということでお気持ちの方を持っていただければと思います。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 今、ウィル大口はいろんな事業をやってそれぞれ利益も上げているようですけれども、民間になりますと当然採算ベースに乗せるにはどうするのかという考え方を持ってやっていかなくちゃいけないと思うんですが、今現在ウィル大口がいろんな講座とかをやって得ている収入というのはどのぐらいなのか、教えてください。

それから、大口町の老人福祉センターなどを契約した際には、かなり年配の、いわゆる昔の老人クラブの役員さんクラスですか、そういう皆さん等がいろんな勉強をやりながらノウハウの蓄積をやって、そして契約を結ぶということでやってきたわけで、他の利益追求をする民間団体とは違う形の団体と契約を結んできたわけです。あそこでいろいろ管理運営をやっていただいておる皆さんは、かなり高齢の皆さんでありますから、生活に事欠くという心配のない人たちが、ボランティア精神を旺盛に持っていただいて適切に運営していただいていると思うんですが、ウィル大口の場合ですと大変若い皆さんが出入りをして働いておられる。しかし、正職員はわずかに5名だけ。あとは、いわゆる不安定雇用といいますか、まともな生活ができる程度の収入はないんじゃないかなと思うんですが、我々公共体がそういうところと契約をする場合に、契約先で働いている皆さんの状況、いわゆる経費を削減するために正職員はわずかにとどめて、あとはパートや不安定雇用で大量の人を賄うというようなことは、社会的に果たして正しいことなのかどうなのか。私は、ウィル大口で仕事をしている皆さんがかなり若いだけに、そういうことを固定化して、若くて安い労働力をウィル大口は求め続けなければ管理運営ができないというような宿命を帯びていってしまうと、果たしてそれが正しいことなのかどう

なのかということに若干の危惧があります。そういう面で、正職員の皆さんは、以前の説明では、町の職員に準じてといったって町の職員と同じ程度の給与をもらっているとはとても思えませんが、大口町の職員も給与をどんどん下げられていますけれども、さらに外郭団体の皆さんは皆さんより悪い待遇に置かれているんですよ。給料が安いんです。ウィル大口は、またそういう団体をつくってしまうということになる。しかし、正職員ならいざ知らず、20人も正職員でない人たちを雇って運営していくというようなことについて私は若干の疑問がありますので、そこら辺はどのように考えられるのか。つまり、公契約条例が千葉県野田市でつくられました。自治体が民間と契約を結ぶ際に、労働基準法や、あるいは最低賃金が適切に契約先で守られているかどうなのかというところにも目を向けていかなければ自治体として無責任になるわけでありますので、このウィル大口をそういう視点で見た場合にどうなのかということであります。

それからもう一つは、トップは今どういう方がやられていて、契約される際にはどういう方がトップに立たれることになるのか。多分、地域密着型の団体でありますので、我々が知り得るような方ではないのかなあと。知り得るような方であればこそ、信用ができるし、親近感も持てるわけでありますけれども、他の同僚議員からも出ましたように、ウィル大口の実態は、我々に事前に詳しく説明して資料でもくれればいろんな質問をしないで済むんですが、ウィル大口の実態についてのものや、これから契約を結ぶということであれば、その細部もあらかじめ議会にもっと説明しておくか、あるいは資料をつけるか何かすべきじゃないんでしょうか。以上です。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) まず、一番最後のウィルの活動状況でありますけれども、いろいると活動状況が既に資料・パンフレットで出ております。またそれは取り寄せまして、全員の皆さんにお渡しをしていきたいなと考えます。その内容を見ていただきまして、ウィルが本当に地についたスポーツクラブであるなと思えるだろうと私は思っております。

それから、雇いの問題であります。

ウィルが、正職員が5人でパートが20名ばかり、総人数として30名ばかりで回しているわけですけれども、パートさんで来ていただいておる女性の若い方たちはちょうど子育ての真っ最中で、子供が保育園に行っている間は勤められるが、保育園から帰ってくると迎えにも行かなくちゃならん、そういうことで、たとえ2時間でも4時間でも受け入れができて働いていただけるような仕組みで今運営をしておりますので、先ほど議員が質問された雇用の問題とはちょっと違いますけれども、我々はほんの2時間でも仕事がやりたいと言われる方を、ウィルの方にそういう方を目標を持って採用していただくようにお願いをし、今もそのような状況の中で

運営がされておりますので、私は今の条件は非常にいいんではないのかなと思います。もしそういった問題が今後起きた場合は、当然教育委員会の方がウィルとの話し合いの中で指導をしていくというふうに考えております。いろいろと知らないことを議論するということで危惧が出てくるだろうと思いますけれども、教育委員会が指定をする以上はそうしたことの起こらないように、教育委員会が責任を持って協定をしていきたいなあと考えますので、よろしくお願いをいたします。

それから、収入の件でありますけれども、ウィルの全体の事業ボリュームというのは 1 億数千万円であります。その中でもほとんどが委託事業でありますが、ウィル独自の運営で賄った費用は年間1,000万ぐらいの記憶をしております。それは、今温水プールで水泳教室が行われております。その水泳教室は非常に人気が高く、お金も安いということで、民間では大体6,500円ぐらい払うんですかね。そうしますと、まさに大口町長が言っている子育てにも大きな影響が出てまいります。そんな中で、大口町の温水プールの待機の人が100名以上おるわけです。ですから、そういった待機の人をいかに取り込んで、通常のプールの運営の中のどこに盛り込むことによって資金の活用ができるのか、また収入を得ることができるのかというのも、これから私どもは協定に際してウィルと話し合って、ウィルが大口町に根づいた、なくてはならないスポーツ団体であるということを大口町民に知らせていきたいなと、そのように指導もしてまいります。

# (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 子供さんを水泳教室に入れたいけれども、超満員で入れない人がいるわけですから、そういうところの解決はしていただけると大変いいんだろうと思います。

ウィル大口が、間違っているかもわかりませんけれども、大口町の中央公民館、いわゆる集会室を使って何か講座もやっておられますね、多分。大口町のスポーツ振興という全体的な視点でいきますと、あそこは集会室でありますけれども、あそこでスポーツをいろいろやっていますね。ウィル大口があそこで講座などをやる場合には大口町に使用料を払ってやっているんだろうと思いますけれども、あそこは集会室なんだけれども、我々は一般的にスポーツ施設として使う頻度が高いですよね。大口町の全体のスポーツ振興と、そしてまたスポーツ施設の効率的な運用、住民に対するそういう意味でのサービス、そういうことから言うと、あそこの中央公民館を、中央公民館という名前じゃなくて、事実上スポーツ施設として使っている頻度が圧倒的に高いわけですので、国の法律や補助金の関係があるのかもわかりませんけれども、スポーツ施設としての位置づけを高めて、総合的にスポーツ振興の視点であそこをもっと効率的に活用するというようなことをこの際考えていかないと、あそこだけがウィル大口の管轄から

外れているけれども、しかしあそこは町民が多く利用する、スポーツ団体も多く利用するスポーツ施設ということになりますので、そういう意味では少しちぐはぐが出てくるんじゃないかなあと。あそこも使って、総合的に住民のスポーツ振興に役立てていくという視点で一度検討もしていただく必要があるんじゃないかというのが一つ。

それから、温水プールは建設してからかなり古くなりました。多分太陽熱を吸収する板も、 10年とか15年が限界だと言われていますので、効率も悪くなっているんだろうと思いますし、 そのためにボイラーもつけて改修もしたんですが、もう古くなってきましたから、太陽光の熱 を吸収する効率が悪いんなら、あれをきちんと撤去して、安全性の高い屋根を確保するという ようなことなども検討しないと、あるいはもっとボイラーの装置をいいものにして燃費の効率 性を上げるとか、要するに温水プール自体が古くなってきていますので、いろんな意味であの 施設自体をきちんと再検討していかないと、例えば湯気が立ちますので、天井も補修しました けれども、いつ天井がどうなるのかと。委託に出したけれども、実際には職員がほとんど点検 もせずに、突然天井が落ちてきてけがをしたというのもありますので、それは近隣の自治体で もそうなんです。プールなどを委託に出すと、1年に1回か2回自治体の職員さんが見回りに 来ますけれども、ほとんど我々でやっていますというような状況になるんですね。経験と専門 的な能力を持って施設のメンテナンスをきちんとやらないと、ウィル大口にそういう経験と能 力がまだ十分にあるとは思えません。そういう意味では、町の方が任せっきりでは大きな事故 が起きかねないということもありますので、そこら辺はきちんと教育委員会が目を光らせてい かなければならないし、最終的に大きな事故が起きたときには、ウィル大口じゃなくて町の責 任になっていくわけですので、そういう視点で、これから教育委員会がウィル大口に委託する 分についての対応の仕方などについても十分気をつけていく必要があるだろうと思いますので、 御所見だけ伺っておきたいと思います。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 今、プールのお話をいただきました。

真夏にはソーラーで温まった湯を入れますと熱くて入れませんので、水を差している状況です。冬は日照の問題がありまして、ボイラーで温度を高めるということで、水温は32度、これが大口町の温水プールの年間の温度であります。私も以前、生涯学習課長をしておりまして、いっときの悪いところだけを直すというんじゃなくして、これから何年もたせるかという視点に立ったならば、どこをまず直していくという計画的な施設の整備計画が必要であろうというふうに思っておりまして、既に立ててはおります。それをウィルの方に任せるんじゃなくして、施設の管理はウィルですけれども、設置者としてのやるべきことは教育委員会がやるべきものだと考えております。

それから、先ほどちょっと答弁を落としましたが、理事長には町内の税に精通された方が理 事長になってみえますので、運営は手厳しくしていただけるものと思っておりますので、安心 してその面は任せていけるのではないかなと私どもは考えております。

教育委員会が持っている施設はすべて古いものばかりであります。かなりの改修が絡んできますけれども、それかといって限られた財政の中でやるためには、プールもさることながら、すべての施設の整備計画のつくり直しがあるんではないかなあと思いますので、2年ぐらい前に既にその案は出ておりますけれども、もう一度見直しをして、安全面、さらには事業価値が高まるような施設に整備をしてまいりたいと思っておりますので、御理解がいただきたいと思います。

中央公民館は、今、教育委員会の中の生涯学習課が管理をしております。その中で実際にNPOの憩いの四季があるわけですけれども、憩いの四季との兼ね合いで、戸のあけ閉め等は憩いの四季にお願いをしているところであります。さりとて憩いの四季の方も年々老いてみえまして、非常にそのあたりに私どもは管理の不安を抱いているところがあるわけですが、それを今後どうしていくかということです。それで、非常に申し込みが煩雑になりますので、これは恐らく住民の方から苦情が出るだろうというように思います。これも一本化でどこかがやれるようにきちっともう一度精査をしまして、その方法を見きわめたいと思います。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第1号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 旧の11条の過料についてお伺いいたします。

今回の改正によって過料の条項が削除されました。スポーツ施設の方は改正後も過料が残っておりますが、温水プールの方の設置・管理に関する条例では削除になりましたが、それは何ゆえでしょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) スポーツ施設の方は、管理運営を教育委員会がする施設がまだ 残っておりますので、過料を残しておるものであります。それで、温水プールの方は指定管理 者が行うということで、過料は外すということであります。その根拠というのは、過料という のは行政罰であります。刑事罰ではありません。要は行政罰といいますと、公の施設の利用に際し、利用者が適切な利用方法をしなかったということで過料を科すものでありますので、スポーツ施設の方は野球グラウンドとテニスコートを管理しますので過料を残している。それから、温水プールは民間に移行しますので、過料というものは出てまいりません。そういう問題が起きた場合は、民事訴訟という問題になろうかと思います。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) おっしゃるとおり行政罰で過ち料ですので、そういう答弁があったことも理解できるわけですけど、管理運営を委託いたしましても、最終的にはその責任は町なり教育委員会に帰ってくるんじゃないかなあと、責任を負わなければならないかなあという気がいたします。また、適正な管理をするためにも必要な条項ではないかなというふうに思いますが、行政罰だから、行政機関が管理運営しないからというのでなくて、その責任は最終的には町なり教育委員会にあるんだということを踏まえたら、やはり必要ではないかなという気がいたしますが、再度御答弁をお願いします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 「過料」という言葉は、今の逐条解説を見ていただきますとその中に詳しく書いてありますので、一度ごらんになっていただければわかるかと思います。民間の会社が「過料」という言葉は使いません。あくまでも過ちを犯した場合、本人に過失がある場合は当然壊した人が責任を負うものであります。ただし、過失によって故意なくしてやった場合は、行政の方がそうした施設を直していくべきだろうと。そのあたりの判断というのは非常に難しい。私どもが過料で5万円の罰金を徴収するわけですけれども、そうしたものは民間では存在しないということでありますので、あくまでも民事裁判ということになります。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(発言する者なし)

議長(齊木一三君) これをもって議案第2号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について質疑に入ります。 ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) ウィル大口スポーツクラブという団体で先ほども説明があったわけですけれども、大体1億数千万円の収入があるということなんですけれども、そうすると当然消費税等々が発生してくると思うわけですけれども、今まで大口町で管理している場合については、

例えば消費税の納入義務というものは多分なかったのかな、私はそう思うんですけれども、しかしウィル大口スポーツクラブということになってくると、使用料が全部ウィル大口スポーツクラブということになってくるわけですので、消費税の負担も莫大なものになってくるのではないかなあと思うんですが、一体どのぐらいの消費税を払わなければならないんでしょうか。今まで幾ら払っていて、今度指定管理することによってふえる消費税というのは一体どのぐらいになるんでしょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) それぞれ事業項目を精査しないと、消費税というのは今ここで 申し上げるわけにいきません。その資料をまた後日全協で配付させていただきます。

議長(齊木一三君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 丹羽勉議員。

7番(丹羽 勉君) 指定管理にされれば、ウィル大口スポーツクラブは経営努力をされると 思いますが、経営努力によって生み出した利益によって負担金の取り扱い、たくさん利益を上 げたから負担金をそんなに要らんだろうと、返せというようなことはあるんでしょうか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 利益の面というのは、ウィルの運営の努力の中で自主運営から得る収入が実際の収益に上がります。私どもの協定の中で払われる約3,300万程度のお金というのは、すべてが人件費の話ですので、ウィルの手元に残るというものではありません。ただ考え方として、通常の日当単価を安く払えばそういう問題が起きてきますけれども、私ども、携わってくれる人が不利な条件で雇うようなことはウィルにはさせたくないということを思っておりますので、実際には、今質問でありますように、自主運営の中でどれだけ稼いだものを住民に還元していくかということであります。

それで、消費税も今後7%に上がるということもあります。今、温水プールは300円であります。既に消費税が2回改正されてきておるんですけれども、その時点でも300円は上げておりません。ですから、今後非常に厳しい問題が出てくるかもしれませんが、上限の金額を既に定めておりますので、その範囲でウィルが大口町教育委員会の方に申し出をしていただければ可能になって、自主運営ができ、皆さんに還元ができるんではないかなあと思います。

議長(齊木一三君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 一つだけお願いやらしておきたいんですが、温水プールの無料は65歳以

上でしたか。大口町のお年寄りの健康を維持するにつけて、温水プールの高齢者に対する無料措置が非常に有効に私は使われていると思いますし、民間に委託するような場合に、これが有料になるということだったら反対運動をしたいと、さつきの懇談会でも出ているような状況ですから、これは絶対に避けてもらわないと、何のためにやるのかということになりますので、私どもも反対をしなければならない羽目になってきますから、この制度はきちんと維持をしていくというふうにお約束をしていただきたいんですが、いかがですか。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 教育部が65歳以上の方を免除するという考え方ではなくて、大口町の福祉行政が、老人の健康維持のためにどうしていくかということで教育委員会に申し出るべきものであって、教育委員会が65歳だから無料にしますという考え方は私ども持っておりません。ですが過去に、子供たち、それから老人の健康を維持していただければ保険料も安くなってくるということから、そういった施策をとってきております。それは今後行政が、教育委員会、さらにはウィルの方に指定管理で任せた場合、ウィルの方にその分を持って払うのか、それとも初めからウィルが持つかというのは、今後検討する必要があるだろうと思います。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) 住民サイドはどうでもいいんです。ウィルが持とうが、大口町が持とうが、住民の目線から物を考えていただかないとだめなんですよ。ですから、今まで高齢者の健康に資するために、高齢者の皆さんに一生懸命温水プールを使ってくださいと、そしてまたあそこを改修して歩くところまでつくって高齢者に大いに健康を維持してもらおうということで町はやってきたわけでありますので、住民の立場からこのシステムを維持してもらいたいということでありますから、答えは、教育委員会であろうが町長であろうがだれでもいいんですが、答えてください。

議長(齊木一三君) 副町長。

副町長(大森 滋君) この件について私からお答えさせていただきます。

健康文化センターに指定管理制度を導入した折に、トレーニングセンターにつきまして同じように65歳以上の方の無料を引き続き継続したという経緯がありまして、プールにつきましても現在同じような対応を引き続き行っていくということで、今内部的に手続を進めておりますので、4月以降、トレーニングセンターと同じような形でプールを使っていただけるということになろうかと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長(齊木一三君) 生涯教育部長。

生涯教育部長(三輪恒久君) 先ほどの消費税の関係なんですが、平成20年から1年の消費税

を支払った額はざっと400万であると。ですから、今後施設を管理することによって大きくなってまいりますので、その使用料の関係で、例えば400万が600万ないしにはなってきます。そこで悪賢い話ではありますけれども、例えばウィルが大規模な施設の改修をした場合、それが建設事業とみなされた場合は、消費税の還付ということが起きる可能性があります。そのあたりは、今後どの手法が一番いいのか、それも一緒に勉強していきたいなと思っております。議長(齊木一三君) これをもって議案第3号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第4号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第8号)の質疑に入ります。 ありませんか。

## (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 今ちょうど国の第2次補正予算案ということで、衆議院を通って参議院の方に移っているわけでございます。先ほど来、部長さんの方から説明があるのは、地域活性化・きめ細かな臨時交付金についてでありますけれども、今週の金曜日ぐらいまでにどういう事業でやるのかということを届け出なさいよというような通知が、多分県を通じて来ているんだろうと思うわけです。これまでの臨時交付金と同様に、どういう事業にでも活用ができるということなんでありますけれども、やはり地域活性化という趣旨を踏まえた使い方を私はすべきではないかなあと思うわけです。ですから、そういった事業等々が本当に大口町の地域の活性化のために使われるものでなければならないということなんですけれども、例えば工事、修繕等々をやられるわけですけれども、どういった入札方法を検討してみえるのか、そういったこともお教えいただけますでしょうか。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 先ほど提案説明の中でも言わせていただいたんですけど、きめ細かな臨時交付金につきましては、今、議員が言われたように、恐らく通過していくだろうと思っております。950万ほどの配分があるだろうというふうには考えておるところであります。実は当初で計画した事業でありますが、こういうものを見込んだ中で前倒しで行ってまいりたいということで今回臨時で上げさせていただいたということで、金額も、先ほど説明させていただいたように高額なものはありません。1件下水道工事で450万ほどというのがありますが、少額の工事を選定する中で、町内の業者さんに発注できるものを選んだような形に結果的になったわけです。小さいものは20万円台から、今言いました450万円台ということで、9種類ほどの修繕工事等があるわけでございまして、それをそれぞれの所管で担当して、議決後については早急に対処していくというふうに考えておるところでございます。契約規則の絡みもございますので、規定の金額に基づいた処理を、施行規則もございますので、適正な

執行をしていくことになっていくと思います、これを曲げることはできませんので。そういう 形になりますので、一つの目安としては、工事等については130万というあれもございますし、 30万という少額のものについては基準もございますので、そういうものを見まして、とにかく できるだけ町内の業者さんに発注をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いい たします。

## (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そういう小さな工事もあるというお話だもんですから余計聞くんですけれども、大口町には小規模事業者登録制度という制度がありますよね。町に指名願を出してある業者だけを対象にするのではなく、例えば小規模事業者登録制度の中で登録してある業者さんにも、町からの直接の事業ですので、こうした事業を回していくということも私は考えるべきではないかなあと思いますが、いかがでしょうか。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) そういう制度が五、六年ほど前、もう少し前だったかな、できたと思います。その中で、そういう事業者の方に発注できるものであれば積極的にそういう形の運用をしてまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

### (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) それには、こういう事業があるということを周知していく必要があるのではないかなあと思うんですね。この不況の中で、公共事業もどんどん少なくなっていっている。そうした中で、公共事業に携わる人だけではなく、もっと本当は広い範囲の部分で仕事ができればいいわけですけれども、しかし今9種類ぐらいの工事だというふうにおっしゃられたわけですけれども、ぜひこういう趣旨の事業があるんだよということを周知していただく、そういった中で小規模事業者登録制度の人たちにも参加できるような機会を開いていく、そういうことが私は必要だというふうに思うんです。今度また3月には新年度の予算が審議されると思うんですけれども、それについても私は一緒だと思うんですよね。指名願を出してある業者だけを相手にするんじゃなくて、それよりも小さい業者さんはどうなんだというところにまで町の方が配慮をする、こういうことが私は必要なんじゃないかなあと思うんですが、いかがでしょうか。

議長(齊木一三君) 総務部長。

総務部長兼政策推進課長(近藤則義君) 小規模の制度の詳細が記憶にないところでございますので申しわけないんですが、その辺のところもよくまた読み返しまして、議員がおっしゃら

れるような形の中で、周知もできるものについてはやっていくということは必要であろうかと 思いますので、またそれぞれの所管がございます。今回は3課ぐらい関係するかなと思います ので、その辺のところも協議させていただくということで、よろしくお願いしたいと思います。 議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第4号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第5号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の質 疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 療養給付費がふえちゃっている原因は多分新型インフルエンザ等もある のかなあと思うんですけれども、ここへ来て一気に下火になってきたわけですけれども、ここ ら辺の原因というのは一体どういうものなんでしょうか。

議長(齊木一三君) 戸籍保険課長。

戸籍保険課長(掛布賢治君) 療養給付費の増加についての御質問をいただきました。

これの原因がどんなものかということで、きのうまでわからないかなということで調べておったんですけれども、今おっしゃいました新型インフルエンザにつきましては、御承知のように小・中学生、保育園児、そのあたりの子供さんが中心にかかっているということで、影響は多少あるんでしょうけれども、それが主な要因であるというふうには思っておりません。健康福祉部長の提案説明の中でも少し申し上げましたけれども、全体の件数が増加しておりまして、1件当たりの費用額としましては、昨年度より少しは上がっておりますけど、それほど大きな変化はしておりません。件数で申し上げますと、療養給付費では15%ぐらいの伸び、それから高額療養費につきましては、こちらの方はかなり動きまして28%ぐらいの増加をしております。以上でございます。

(挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) そうすると、大口町の国保に加入しておられる人たちというのは、それだけ不健康になってしまったということなんでしょうか。

議長(齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 吉田議員の御質問にお答えしたいと思いますけれども、不健康 になったというとらえ方ではないんですけれども、もう1点考えられる要因というのが、平成 20年からの退職者医療の関係ですね、60歳から74歳までが65歳以下に引き下げられた。これが今後20年から6年間出てくると。そういった中での動きの件数の増加も考えられるのではないかと思っております。答えにはちょっと届かないかもしれないんですけれども、原因についてはまた今後確認できるようにしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

# (挙手する者あり)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 原因が本当に確認できないと、新年度の予算も危ないですよね。件数が 15%も増加して、高額療養費が28%も増額するなんていうのは異常な状況で、例えば心臓病だ とか特定の疾患で1ヵ月当たり600万も700万も1人当たりかかってしまっただとか、今までだ ったらそういう説明が大体こういう場合は返ってきておったんですよ。ところが、そうじゃな いわけですよね。件数がふえる中で、ちょこちょこかかっておる人たちがふえていっておると いうことですよね。そういう意味では、健康でなくなったんじゃないかというふうに私は思わ ず口走ったわけですけれども、そういうことも実は言えるんじゃないかなと思うんです。この 不況の中で本当にぎりぎりまで我慢して、それでお医者さんにかからなくちゃいけないケース というのが私はふえているんじゃないかなと思うんです。特に高額療養費が28%もふえておる わけでしょう。これは、そういう要因が絶対ないとは言えないと思うんですよ。そういう意味 では、本当にかかりやすくするようなことも今考えなければならないと思うし、それからもう 一つは予防だと思うんですよ。早期発見という点でいけば、がん検診や、それから住民基本健 診等々が有料化されてしまった。これは、むしろ無料にすることによって、もっと検診を受け やすくする中で、軽いうちに治していただく、そういう配慮というのも町の方でも必要じゃな いかなあと思うんですよ。私はそこら辺のところが非常に心配です。住民基本健診については、 たしか去年か何かにお尋ねしたときには、四十七、八%ぐらいの人が受診しているから、一応 町の目標はある程度達成しているんですということだったように私は今記憶しているわけです けれども、しかしそれでは現実には足らないわけですよね。本当はすべての人たちにそういう 健診等々も行っていただいて、健康を保持していただく。そういうところに今こそ力を入れな いといかんのじゃないかというのが、今のこういう結果にあらわれているのではないかなとい うこともつけ加えざるを得ない、今の状況ですと。外来で行く人たちが15%もふえ、それで高 額療養費で28%もふえるというのは異常としか思えんのだけど、ここら辺は本当にどうなんで しょうか。私はもっと予防等々に力を入れてもいいんじゃないかなと思うんですが、いかがで しょうか。

議長(齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 予防といった部分でのとらえ方につきましては、現在健康福祉部の中では健康生きがい課と戸籍保険課で現状を把握するという連携をとる中で、今どういった状況か現状の把握、そして目標をつくって、どういう目標を設定していくかという、これを何とかことしの10月までにまとめられないかということで今進めておりますので、そういった部分ではもう少しお時間をいただいて見ていただきたいと。

それからあと、先ほどの一般療養給付費ですけれども、15%じゃなくて7.2%です。大変申しわけなかったです。以上です。

議長(齊木一三君) 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) これをもって議案第5号の質疑を終了いたします。

続きまして、議案第6号 大口町道路線の変更について質疑に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 質疑なしと認めます。これをもって議案第6号の質疑を終了いたします。 これより討論・採決に入ります。

議案第1号 大口町スポーツ施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に 入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第1号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第2号 大口町温水プールの設置及び管理に関する条例の一部改正について、討論に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第2号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第3号 大口町公の施設の指定管理者の指定について、討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第3号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第4号 平成21年度大口町一般会計補正予算(第8号)の討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第4号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 議案第5号 平成21年度大口町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第5号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。 続いて、議案第6号 大口町道路線の変更について、討論に入ります。 ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 討論なしと認めます。

続いて、議案第6号の採決に入ります。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(齊木一三君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 閉会の宣告

議長(齊木一三君) 以上で本臨時会に付議されました案件の審議は全部終了をいたしました。 これをもって平成22年第1回大口町議会臨時会を閉会いたします。

(午前11時55分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

大口町議会議長 齊木一三

大口町議会議員 岡 孝 夫

大口町議会議員 宮田和美